



本案は、三月二十五日本委員会に付託され、四月十一日梶山自治大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

五月十日質疑に入り、公的年金一元化の展望、

高齢者等の生活水準維持の観点からの〇・1%改定の妥当性、賃金・生活水準等を考慮した政策改定の必要性等について論議が行われましたが、同

日質疑を終了、次いで、委員長より、本案において「昭和六十三年四月一日」と定められております施行期日を「公布の日」に改める修正案を提出し、

直ちに採決に入りましたところ、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

日程第二 労働安全衛生法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(原健三郎君) 日程第二 労働安全衛生法の一部を改正する法律案、日程第三、労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案、右両案を一

括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長稻垣実男君。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び同

報告書

及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

第四に、建設業における労働災害を防止するための計画の届け出制度の充実、発注者等に対する勧告または要請等について、必要な規定を設けること

等であります。

次に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約の払い出し理由の拡大等を行おうとするもので、その主な内容は、

第一に、勤労者財産形成年金貯蓄の額が、据置期間中の予期しない金利の上昇により非課税限度額を超える場合には、利子等の払い出しを認める

こと、

第二に、勤労者財産形成住宅貯蓄契約の用途を拡大し、住宅の増改築等を加えること、

第三に、勤労者財産形成給付金制度及び勤労者財産形成基金制度に、勤労者の転職時等における継続措置を創設すること

等であります。

両案は、去る四月十五日参議院より送付され、同日付託となり、同月十九日中村労働大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、両案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 両案を一括して採決いたし

両案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○戸沢政方君登壇

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案

及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

その摘要を記載した書面の交付によるものとし、  
指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管  
轄に属する不動産または会社等についての登記事  
項証明書は、指定登記所中別に法務大臣の指定す  
る他の登記所においても交付するものとする。

第三に、登記事項証明書は、民法等の法令の規定の適用については、登記簿の謄本または抄本とみなすものとすること、

登記所の管轄区域内に本店を有する会社が、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記を申請する場合において、当該支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店における登記の申請と同時にする場合に限り、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができるものとすること。

第五に、担保権に関する登記の抹消手続の要件の緩和及び商業登記簿の閲覧の有料化等の措置を講ずること、

等であります。

委員会においては、四月十二日提案理由の説明をして、  
を聽取した後、参考人の意見を聽取する等慎重に  
査を行い、去る十日質疑を終了し、討論に付しました。  
ところ、日本共産党・革新共同から反対の意見が  
述べられ、採決の結果、本案は賛成多数をもって  
原案のとおり可決すべきものと決しました。  
なお、本案に対し附帯決議が付されました。こ  
を申し添えます。

○議長(原健三郎君) 本案の委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立多数、よって  
委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院）

善臨時措置法を廃止する法律案、日程第六、民  
事業者の能力の活用による特定施設の整備の保  
に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、  
両案を一括して議題といたします。  
委員長の報告を求めます。商工委員長渡辺泰  
君。

○渡辺秀央君　ただいま議題となりました両社  
民間事業者の能力の活用による特定施設の整  
の促進に関する臨時措置法の一部を改正す  
法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案について申し上げます。

特定産業構造改善臨時措置法は、二度にわたる石油危機を契機として構造不況に陥った基礎素材産業の構造改善を円滑に推進するため、昭和五十年に五年間の限時法として制定されたものであります。同法に基づく構造改善の目標はおおむね達成されております。

また、その後の円高等に伴う構造調整の推進につきましては、既に二つ述べた通りの差異を

次第であります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) これより採決に入ります。  
まず、日程第五につき採決いたします。

構造改善臨時措置法を法律の期限の本年六月三十日をもつて廃止しようとするものであります。本案は、去る四月十五日当委員会に付託され、同月二十七日田村通商産業大臣から提案理由の説明を聴取り、五月十一日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決されました。次に、民間事業者の能力の活用による特定施設べきものと議決した次第であります。

次に、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、我が国経済社会を取り巻く内外環境の変化にかんがみ、経済社会の基盤の充実に資する新しい施設の整備に対する要請が高まっていることに対応し、特定施設の追加を行おうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、相当数の企業等が各種の無線通信の業務を行うために利用する施設、我が国及び外国の

本案は、去る四月十五日参議院から送付され、同日当委員会に付託となり、同月二十七日田村通商産業大臣から提案理由の説明を聽取し、五月十一日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は多數をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

第一に、特定施設の追加に伴い、主務大臣に関する規定等について所要の規定を整備すること、等であります。

第二に、特定施設を追加すること、

— 1 —

云律案外一案



にあるものについては一括して与えることが定められております。

本件は、三月十一日に提出され、四月二十二日に本会議において趣旨説明が行われた後、同日外務委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日直ちに宇野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十七日及び昨五月十一日に質疑を行い、討論の後、引き続き採決を行いました結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○謹長(原健三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。上田利正君。

○上田利正君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件に、反対の討論を行います。(拍手)

本協定は、原発から出る使用済み核燃料の再処理によるプルトニウムの抽出と輸送と利用の本格的で大規模な展開を図り、推進するためのものであります。当面は、再処理を委託したフランスとイギリスからプルトニウムを本格的に我が国に常時空輸し、利用するための条件整備であります。したがって、次のような重大な諸問題を有しております。

その第一は、再処理とプルトニウムの商業的大規模利用は、平和利用といえども大きな危険性をもたらすものであるということです。

ブルトニウムは、一回に輸送される二百五十キログラム程度の量で全世界の人々にがん被害を与えるほど毒性の強い物質であり、しかも半減期は二万四千年と極めて長い放射性物質であります。

これが商業的規模で抽出され、輸送され、利用されようなどになりますと、大気や水や食物は取り返しのつかない汚染を受け、人類の生命と健康に子々孫々にわたって重大な影響を及ぼすことになるのであります。

輸送だけを見ましても、フランスやイギリスから日本に空輸するのに、アメリカ領空を飛びさえしなければよいなどという性格のものではございません。フランスやイギリスや日本の上空を必ず飛ぶのであります。アメリカ国民が猛反対をしていいるアンカレッジへの着陸はなくとも、日本のいずれかの空港へは必ず着陸することになるのであります。最近航空事故が多発しておりますが、何らかの事故で墜落した場合は、たとえ公海上であっても、そのプルトニウムで、サケやマスやタラ等の漁獲されるおそれがあるのであります。万一、航空機が爆発するような事態ともなれば、ブルトニウムが大気中に飛散しないという絶対の保障は得られません。したがって、このような危険なブルトニウムの大量輸送などが安易に許されてよいものであります。

このおかげがえのない水産資源が長い年月にわたって汚染されるおそれがあるのであります。万一、航空機が爆発するような事態ともなれば、ブルトニウム漏洩事故により開発を凍結せざるを得なくなつておなり、ヨーロッパ諸国全体が否定的になつておられます。それは余りにも高価であり、余りにも危険性が高いブルトニウムであるからであります。二年前のソ連におけるチエルノブリ原発の大惨事は、今日も西ヨーロッパを中心射能による被害が広く深く進行しています。許さざることであります。

近年フランスでも、スペイン・エニックスでのナトリウム漏洩事故により開発を凍結せざるを得なくなつておなり、ヨーロッパ諸国全体が否定的になつておられます。それは余りにも高価であり、余りにも危険性が高いブルトニウムであるからであります。二年前のソ連におけるチエルノブリ原発の大惨事は、今日も西ヨーロッパを中心射能による被害が広く深く進行しています。許さざることであります。

この現実から、我が国においても、ブルトニウムの抽出や輸送や利用に対する懸念と反対の国民の声が急激に高まつております。高速増殖炉はもとより、それ以前の過渡的利用法ともいべき軽水炉におけるプルサーマル、つまりブルトニウムとウランの混焼にしましても、またチエルノブリ型炉に類似した新型転換炉にしましても、我が國の電力業界自体がすっかり消極的になつております。私どもの指摘で明らかにされたとおり、低濃縮ウランの国際価格に比べて再処理費や輸送費に多額の費用を要して精製されるブルトニウムは、問題はそれどころません。原子力基本法による自主、民主、公開の平和利用三原則に基づく国民の行動が抑圧されるということになりますと、今まで確保されてきた原発の安全性も根底から損なわれ、経済性追求の前に大事故発生の確率が大きくなることは避けられないであります。

意思表示や運動の自由と正当な権利が奪われる危険性をはらんでおります。

国民の持つ権利と自由が狹められること自体、決してあつてはならない重大な事態であります。が、問題はそれどころません。原子力基本法による自主、民主、公開の平和利用三原則に基づく国民の行動が抑圧されるということになりますと、今まで確保されてきた原発の安全性も根底から損なわれ、経済性追求の前に大事故発生の確率が大きくなることは避けられないであります。

その第三は、ブルトニウムの利用を世界で最初に手がけたアメリカでは、原発使用済み燃料の再処理と高速増殖炉によるブルトニウム利用の開発をとっくに中止をしておられます。なぜでしょうか。アメリカはアメリカ国民の安全性確保を最優先しましたからであります。

近年フランスでも、スペイン・エニックスでのナトリウム漏洩事故により開発を凍結せざるを得なくなつておなり、ヨーロッパ諸国全体が否定的になつておられます。それは余りにも高価であり、余りにも危険性が高いブルトニウムであるからであります。二年前のソ連におけるチエルノブリ原発の大惨事は、今日も西ヨーロッパを中心射能による被害が広く深く進行しています。許さざることであります。

今、賢明なる竹下内閣に求められているのは、過去において想定した軌道の上を猪突猛進することではありません。勇気を持って世界の教訓に学び、耳を澄まして国民の声をじっと聞き取り、原子力開発計画について根本的な再検討を加えることであります。今なら間に合うのであります。

以上が反対する主な理由であります。

党派を乗り越えて、国際社会に貢献する平和日本國の立場から、本院の総意として反対されます。よろ切望いたしまして、ちょうど時間となりましたので、私の反対討論を終わらさせていただきまことにありがとうございました。

(拍手)

○議長(原健三郎君) 田中直紀君。

[田中直紀君登壇]

○田中直紀君 私は、自由民主党を代表して、たゞいま議題となつております原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件につきまして、賛成の討論を行ひます。(拍手)

官報(号外)

賛成の第一の理由は、エネルギー資源に乏しい我が国にとって、原子力は、石油代替エネルギーの中核として極めて重要な位置を占めております。原子力は、現在既に総発電量の約三割を供給しております、我が国のエネルギーの安定供給に大きな役割を果たしております。このような基軸エネルギーとしての原子力の平和利用は、今後とも、安全を大前提としつゝ、着実に推進する必要があるものであります。

第二に、原子力発電に必要である濃縮ウランの供給につきましては、我が国はその大半を米国より得ておきましては、このような濃縮ウランなどの利用に関して必要とされる米国の同意が、一定の要件のもとであらかじめ一括して得られるいわゆる包括同意方式が導入されることとなりました。このような包括同意の仕組みを組み入れた原子力分野における新しい協力の枠組みが、この協定の締結によつて日米両国間に実現することは、我が国における原子力利用の促進に対し極めて重要な貢献となるものであります。すなわち、この協定のもとで我が国が行う国内及び海外の再処理などに対して米国との包括同意が得られることによりまして、我が国の核燃料サイクル計画が長期的

な見通しのもとに安定的に運営されることは、画期的な成果であります。

第三に、現行の日米原子力協定は、専ら米国から日本への核燃料などの移転が行われることを前提としており、再処理等については我が国が米国

の規制を受ける内容となつておりますが、新しい協定におきましては、協定全般にわたり双務性が充実し、確保されるに至つたものであります。

第四に、原子力利用の先進国である日米両国が、共通の核不拡散政策に立脚した原子力協定を締結することは、両国の核不拡散に対する決意を改めて強く示すものであり、世界の核不拡散体制の強化に対して多大な貢献を行うものであります。

最後に、このような画期的な内容の新しい原子力協定が実現する運びとなりますことは、原子力協定という分野において、日米両国との間に存在している強固な信頼関係が改めて確認されることにはかなりません。このように、この原子力協定は、我が国の原子力政策のみならず対外政策上重大的意義を有するものであります。

以上、この協定の締結は、今後の我が国の原子力の平和的利用の一層の促進及び核不拡散防止への

我が国への貢献に資するものでありますので、この協定を早期に承認することに積極的な賛意を表しました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

(報告書受領)

○議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 本件は、これにて散会いたします。

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 本件は、これにて散会いたします。

(報告書受領)

○議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 本件は、これにて散会いたします。

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(原健三郎君) 本件は、これにて散会いたします。

(報告書受領)

○議長(原健三郎君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

き、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

(當任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり當任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

武藤 嘉文君

五十嵐広三君

武藤 嘉文君

五十嵐広三君

武藤 嘉文君

野坂 浩賢君

小林 恒人君

佐藤 敬治君

稻葉 修君

金子 一義君

石渡 照久君

加藤 紘一君

稻葉 修君

金子 一義君

石渡 照久君

加藤 紘一君

稻葉 修君

金子 一義君

小沢 辰男君

近藤 鉄雄君

田邊 誠君

永井 孝信君

河野 正君

北村 直人君

村上誠一郎君

城地 豊司君

村山 富市君

商工委員

辞任

石渡 照久君

近藤 鉄雄君

水野 清君

佐藤 信二君

中山 太郎君

額賀福志郎君

城地 豊司君

稻葉 修君

小沢 辰男君

武藤 勤君

野坂 浩賢君

武藤 嘉文君

五十嵐広三君

佐藤 敬治君

小林 恒人君

稻葉 修君

金子 一義君

石渡 照久君

加藤 紘一君

稻葉 修君

金子 一義君

小沢 辰男君

近藤 鉄雄君

武藤 嘉文君

五十嵐広三君

佐藤 敬治君

小林 恒人君

稻葉 修君

金子 一義君

石渡 照久君

加藤 紘一君

稻葉 修君

金子 一義君

小沢 辰男君

近藤 鉄雄君

田邊 誠君

永井 孝信君

河野 正君

北村 直人君

村上誠一郎君

城地 豊司君

田邊 誠君

永井 孝信君

河野 正君

北村 直人君

村上誠一郎君

城地 豊司君

村山 富市君

外務委員

辞任

鯨岡 兵輔君

坂本三十次君

水野 清君

森 美秀君

大島 理森君

村山 喜一君

鈴木 宗男君

岩垂寿喜男君

辻 一彦君

永末 英一君

安倍 基雄君

木下敬之助君

水野 清君

中山 成彬君

谷津 義男君

伊藤 忠治君

片岡 武司君

自見庄三郎君

高橋 一郎君

中山 成彬君

三原 朝彦君

伊藤 忠治君

坂本三十次君

鶴本龍太郎君

森 美秀君

水野 清君

松永 光君

小澤 克介君

三原 朝彦君

高橋 一郎君

坂本三十次君

鶴本龍太郎君

森 美秀君

水野 清君

松永 光君

小澤 克介君

三原 朝彦君

高橋 一郎君

坂本三十次君

鶴本龍太郎君

森 美秀君

水野 清君

松永 光君

小澤 克介君

三原 朝彦君

高橋 一郎君

坂本三十次君

鶴本龍太郎君

森 美秀君

農林水産委員

辞任

近藤 元次君

金子 一義君

近藤 元次君

中山 成彬君

谷津 義男君

小林 恒人君

太郎君

穂積 良行君

穗積 克介君

穗積 小澤

穗積 伊藤

穗積 太郎君

穗積 谷津

穗積 畠中

穗積 伊藤

穗積 中山

穗積 木下

農林水産委員

辞任

岩垂寿喜男君

農林水産委員

辞任

岩垂寿喜男君

昭和六十三年五月十一日 衆議院会議録第二十二号

八〇

に関する法律 八一〇

組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）の一部を次のように改正

する。  
題名中「昭和六十二年度」の下に「及び昭和六十  
三年度」を加える。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局愛知陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求めるの件  
一、昨十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

## 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

# 船員法の一部を改正する法律案 港湾労働法案

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

**訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律**

## 農用地開発公団法の一部を改正する法律案

卷之三

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の

一部を改正する法律案

右の如きを國会に提出する。

昭和六十三年三月二十五日  
内閣総理大臣 竹下登

卷之三

3 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十四条の二の規定の適用については、同条の規定に

よる年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

**第四条** 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第九十五条の規定の適用については、同条の規定によつて年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

卷之三

公的年金制度間の均衡を考慮して、年金額の実質的価値を維持する観点から、地方公務員等

理  
由

地方公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する法

本案は、公的年金制度間の均衡を考慮して、  
地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特  
例措置を講じようとするものであつて、その要

地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等について、消費者物価の変動による自動改定措置（総務省において作成する年平均の全国

その変動率を基準として年金額を改定する  
（）の特例として、厚生年金及び国民年金の  
改定措置にならい、昭和六十一年に対する  
昭和六十二年の消費者物価指数の比率（〇・  
）を基準として、昭和六十三年四月分以後  
十金の額を改定しようとするものである。  
案の修正議決理由  
公的年金制度間の均衡を考慮して、年金額の  
眞的価値を維持する觀点から、地方公務員等  
組合法の年金の額を改定する特例措置を講  
ることは妥当なものと認めるが、なお、施行  
日を公布の日に改める必要があるので、本案  
別紙のとおり修正議決すべきものと議決一  
次第である。  
報告する。

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を改正する法律

第十一条第一項第三号中「健康管理」を「健康の保  
理」を「健康の保育指導のための措置」に改める。  
特例法のための措置を改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

但し、作業環境測定を実施している作業環境測定者で、作業環境測定を実施している作業環境測定者であるもの」に改め、「各号を削る。

第十九条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

三 産業医のうちから事業者が指名した者

第十九条第三項中「次の者」を「当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定者で、作業環境測定を実施している作業環境測定者であるもの」に改め、各号を削る。

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

### (安全管理者等に対する教育等)

**第十九条の二** 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理責任者、衛生管理者、衛生監督官、安全衛生監査官、衛生監査官などをつて監査官

管理者 安全衛生指導者 鶴見道者その他の労働災害の防止のための業務に従事する者に対する

し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又は、

彼らを受ける機会を与えるように努めなければならぬ。

2 労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するも

のとする。

その団体に対し、必要な指導等を行うことがで  
きる。

第二十九条第四項中「前三項」を「第一項又は前  
きる。

昭和六十三年五月十二日 衆議院会議録第一二二号

第四十二条の前の見出し中「制限」を「制限等」に改める。

第四十三条の次に次の二条を加える。

第四十三条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第四十二条の機械等を製造し、又は輸入した者が、当該機械等で、次の各号のいずれかに該当するものを譲渡し、又は貸与した場合には、その者に対し、当該機械等の回収又は改善を図ること、当該機械等を使用している者へ労働省令で定める事項を通知することその他当該機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

一次条第五項の規定に違反して、同条第四項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

二 第四十四条の二第三項に規定する型式検定に合格した型式の機械等で、第四十二条の労働大臣が定める規格又は安全装置（第四号において「規格等」といふ。）を具備していないもの

三 第四十四条の二第六項の規定に違反して、同条第五項の表示が付され、又はこれと紛らわしい表示が付された機械等

四 次条第一項の機械等及び第四十四条の二第一項の機械等以外の機械等で、規格等を具備していないもの

第五十七条の二第一項各号列記以外の部分中「労働省令で定める有害性の調査」を「労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査」に改め、「労働省令で定めるところにより」として「労働省令で定めるところにより」を削る。

第六十条の二に次の二条を加える。

（作業の管理）

第六十五条の三 事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するよう努めなければならない。（作業時間の制限）

2 労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

3 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

第七章の章名を次のよう改める。

第七章 健康の保持増進のための措置

第六十五条第六項を削り、同条の次に次の三条を加える。（作業環境測定の結果の評価等）

第六十五条の二 事業者は、前条第一項又は第五項の規定による作業環境測定の結果の評価に基

づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、労働省令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならぬ。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用

して、その健康の保持増進に努めるものとする。

第七十条の見出しを「（体育活動等についての便益供与等）」に改め、同条中「事業者は」の下に「、前エーション」を「レクリエーション」に改め、同条の次に次の二条を加える。（健康の保持増進のための指針の公表等）

2 事業者は、前項の評価を行つたときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて行わなければならぬ。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行つたときは、労働省令で定めるところにより、その結果を記録しておかなければ

ばならない。

（作業の管理）

第六十五条の四 事業者は、潜水業務その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、労働省令で定めるものに従事させる労働者については、労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。

第六十九条を次のように改める。

（健康教育等）

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育

及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用

して、その健康の保持増進に努めるものとする。

第七十条の見出しを「（体育活動等についての便

益供与等）」に改め、同条中「事業者は」の下に「、前

エーション」を「レクリエーション」に改め、同条の次に次の二条を加える。（健康の保持増進のための指針の公表等）

2 事業者は、前項の評価を行つたときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定

める作業環境評価基準に従つて行わなければ

ならない。

3 事業者は、前項の規定による作業環境測定の

結果の評価を行つたときは、労働省令で定める

ところにより、その結果を記録しておかなければ

ならない。

4 事業者は、前項の評価を行つたときは、労働省令で定めるところにより、労働大臣の定

める作業環境評価基準に従つて行わなければ

ならない。

5 事業者は、前項の規定による作業環境測定の

結果の評価を行つたときは、労働省令で定める

きる。

第七十一条を次のように改める。

（国の援助）

第七十一条 国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診断の実施の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の

必要な援助に努めるものとする。

第七十二条第一項中「対し」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十三条第一項中「前条第一項の免許証（以下

「免許証」という。）」を「免許」に改め、同条第二項中「免許証の」を「免許の」に、「免許証を有する」を「免許を受けた」に改める。

第八十八条第五項中「事業者は」の下に「、第一項

（第二項において準用する場合を含む。）の規定によ

るる届出に係る工事のうち労働省令で定める工事

の計画」を加え、「及び」を「又は」に、「当該仕事」

を「当該工事に係る建設物若しくは機械等又は當該仕事」に改め、同条第六項中「前三項の規定」の下に「（前項の規定のうち、第一項（第1項において

準用する場合を含む。）の規定による届出に係る部

分を除く。」を加え、同条に次の二条を加える。

8 労働大臣又は労働基準監督署長は、前項の規

定による命令（第三項又は第四項の規定による

届出をした事業者に対するものに限る。）をした

場合において、必要があると認めるときは、当

該命令に係る仕事の発注者（当該仕事を自ら行





支払われるべき給付金(以下この号において「引継  
給付金」という。)」を加え、「生じた日」までを「生  
じた日」とし、引継給付金の支払の場合には、政令  
で定める日とする。」までに改め、「全額が」の下  
に「、当該労働者に対し」を加え、「されている」を  
「されており、中途支払理由で政令で定めるもの  
が生じた場合に支払われる給付金について別段の  
定めをするときは、その支払は、政令で定めると  
ころにより行われることとされている」に改め、  
同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一  
号を加える。

八 当該契約に基づく信託の受益者等となつた  
日前に当該事業場以外の事業場に係る勤労  
者財産形成給付金契約に基づく信託の受益者  
等又は勤労者財産形成基金の構成員であつた  
勤労者が当該勤労者財産形成給付金契約又は  
当該勤労者財産形成基金が締結している勤労  
者財産形成基金契約に基づき第六号に規定す  
る給付金又は次条第三項第五号に規定する給  
付金の支払を受けることができる場合におい  
て、その申出により当該給付金に係る金銭を  
当該契約に基づく最初の信託金等の払込みに  
充てることができるものに限る。」を加える。

第六条の二第一項第一号中「払込み」の下に「第  
八号に掲げる事項を定めたときは、同号に規定す  
る払込みを除く。第三号において同じ。」を加え、  
同項第六号中「当該勤労者に支払われる第二回目

分以後の給付金」を「第二回目分以後の給付金及び第八号に掲げる事項を定めた場合における同号に規定する払込みに係る労働者につき最初に支払われるべき給付金(以下この号において「引継ぎ給付金」という。)に、「生じた日」までを「生じた日と日とする。」までに改め、「全額が」の下に「当該労働者に対し」を加え、「されている」を「されており、中途支払理由で政令で定めるものが生じた場合に支払われる給付金について別段の定めをするときは、その支払は、政令で定めるところにより行われることとされている。」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 当該契約に基づく信託の受益者等となつた日前に労働者財産形成給付金契約に基づく信託の受益者等又は他の労働者財産形成基金の構成員であつた労働者が当該労働者財産形成給付金契約又は当該他の労働者財産形成基金契約が締結している労働者財産形成基金契約に基づき前条第一項第六号に規定する給付金又は次項第五号に規定する給付金の支払を受けることができる場合において、その申出により当該給付金に係る金銭を当該契約に基づく最初の信託金等の払込みに充てることができる旨を定めたときは、当該払込みは、政令で定めるところにより行うこととされていること。

第六条の三第三項第一号中「払込み」の下に「(第7号に掲げる事項を定めたときは、同号に規定する払込みを除く。)」を加え、同項第二号中「かつ」の下に「、第七号に掲げる事項を定めた場合における同号に定める払込み以外の払込みにあつては」を加え、同項第五号中「当該労働者に支払われる、

を削り、「第二回目分以後の給付金」という。」の下に「及び第七号に掲げる事項を定めた場合における同号に規定する払込みに係る労働者につき支払われるべき給付金（以下この号において「引継給付金」という。）」を加え、「生じた日」まで政令で定める日とする。（まで）に、「されており、中途支払理由で政令で定めるものが生じた場合に支払われる給付金について別段の定めをするときは、その支払は、政令で定めるところにより行われることとされている」に改め同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

卷二

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告

- に支払われるものに限る。」を加える。  
第七条の十九第三号中「対して」を「対する」に改め、「支払」の下に「その他政令で定める金額の支払」を加える。  
第七条の二十第一項中「信託金等の払込み」の下に「(第六条の三第二項第八号に規定する払込みを除く。)を加え、「払込み」を「払込み(同条第三項第七号に規定する払込みを除く。)」に改める。  
この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第六条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

を削り、「第二回目分以後の給付金」という。」の下に「及び第七号に掲げる事項を定めた場合における同号に規定する払込みに係る労働者につき支払われるべき給付金（以下この号において「引継給付金」という。）」を加え、「生じた日」まで政令で定める日とする。（まで）に、「されており、中途支払理由で政令で定めるものが生じた場合に支払われる給付金について別段の定めをするときは、その支払は、政令で定めるところにより行われることとされている」に改め同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の二号を加える。

に支払われるものに限る。」を加える。

第七条の十九第三号中「対して」を「対する」に改め、「支払」の下に「その他政令で定める金額の支払」を加える。

第七条の二十第一項中「信託金等の払込み」の下に「(第六条の三第二項第八号に規定する払込みを除く。)」を加え、「払込みに」を「払込み(同条第三項第七号に規定する払込みを除く。)に」に改める。

附 則

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第六条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

### 一 議案の目的及び要旨

本案は、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約の払出理由の拡大を行うとともに、勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約についてその払込みの特例に関する要件を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 勤労者財産形成年金貯蓄契約の払出制限要件を緩和し、据置期間中の予期しない金利の上昇により貯蓄額が非課税限度額を超えることとなる場合には、一定の手続により行う利子等の払出しを、適格なものとすること。
- 2 勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく貯蓄の用途に、一定の要件を満たす住宅の増改築等を加えること。

3 勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財產

昭和六十三年五月十二日 衆議院会議録第一二一號 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案及び同報告書案

形成基金契約の受益者であつた勤労者につき  
退職等の事由が生じたときは、その前づ

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行すること。ただし、2に係る規定は公布の日から施行すること。

二議案の可決理由

勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約の拡大等を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決いたしました。

右報告する。

社会労働委員長 稲垣 実男  
衆議院議長 原 健三郎殿

**不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案**

右

内閣總理大臣 竹下 登 月十一日

不動產登記法及商業登記法的一部之改正

する法律

# (不動産登記法の一部改正)

第四章ノ二 電子情報処理組織ニ依ル登記ニ関スル特例

準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確定ニ記録シ得ル物ヲ含ムヲ以テ之ヲ調製ス  
前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス  
テ百五十二条ノ三 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ前条第一項ノ登記簿ニ記録シタル事項ノ全部又ハ一部ヲ証明シタル書面（以下登記事項証明書ト称ス）ノ交付ヲ請求シ又ハ手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ登記事項証明書ノ送付ヲ請求スルコトヲ得  
指定登記所中別ニ法務大臣ノ指定スル甲登記所ノ管轄ニ属スル不動産ニ付テノ登記事項証明書ノ交付ノ請求ハ指定登記所中別ニ法務大臣ノ指定スル乙登記所ニ於テモ之ヲ為スコトヲ得前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス  
第二項ノ登記事項証明書ノ記載事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム  
何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ前条第一項ノ登記簿ニ記録シタル事項ノ摘要ヲ記載シタル書面ノ交付ヲ請求スルコトヲ得  
第一項及ビ前項ノ手数料ノ額ハ物価ノ状況、登記事項証明書ノ交付等ニ要スル実費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
第一項及ビ第五項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ为スコトヲ要ス  
第一百五十二条ノ四 登記事項証明書ハ第九十三条ノ三第四項（第九十三条ノ六第七項、第九十三条ノ八第八項、第九十三条ノ十第二項、第九百一十二条第三項及ビ第一百四条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定及ビ民法、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）其他ノ法令ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ登記簿ノ謄本又ハ抄

登記簿ニ記録シタル事項過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタルトキハ現ニ効力ヲ有スル登記其他ノ法務省令ヲ以て定ムル事項ニ係ル登記ヲ新登記簿ノ登記記録ニ移スコトヲ得  
第七十六条第二項及ビ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同条第二項中「登記官捺印スル」トアルハ「登記官ヲ明カナラシムル措置ヲ為ス」ト、同条第三項中「前登記用紙」トアルハ「前登記簿ノ登記記録」ト讀替フルモノトス

第一百五十二条ノ六 登記事項証明書其他電子情報処理組織ニ依リテ作ルベキ書面ニ金銭其他ノ物ノ數量、年月日及ビ番号ヲ記載スルニハアラビア数字ヲ用キルコトヲ得  
第一百五十一条ノ七 登記官ハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附シテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ電子情報処理組織ニ依リテ登記ヲ為ストキハ登記スペキ権利ノ目的タル不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為シタル共同担保目録ヲ成スルコトヲ得  
第八条第二項ノ規定ニ依リ共同担保目録ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ亦同ジ

第一百五十二条ノ八 第百五十二条ノ三乃至前条ニ定ムル場合ヲ除クノ外登記事務ヲ第百五十七条第一項ノ第一項ノ電子情報処理組織ニ依リテ取扱フ場合ニ於ケル前四章及ビ第百五十七条ノ規定ノ適用ニ付テハ此等ノ規定中「登記用紙」トアリ及ビ「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「用紙」トアルハ「登記記録」ト、「及ビ第二十一条」トアルハ「第一百五十二条ノ三第一項、第六項及ビ第七項並ニ第一百五十二条ノ

四」ト、「枚数」トアルハ「事項」ト、「新用紙」トアリ及ビ「新登記用紙」トアルハ「新登記記録」ト、「前登記用紙」トアルハ「前登記記録」トシ、此等ノ規定ノ内登記簿ニ為ス行為ニ関スル規定中「登記官捺印スル」トアルハ「登記官ヲ明カナラシムル措置ヲ為ス」ト、「朱抹」トアルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス。

(商業登記法の一部改正)

第二条 商業登記法(昭和三十八年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

五号中「第四章 雜則(百十四条—第一百二十一条)」を「第三章の二 電子情報処理組織による登記に関する特例(百十三条の二—第一百十三条の七)」に改める。

第十条中「何人でも」の下に「手数料を納付して」を加える。

第十三条中「前二条」を「前三条」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 電子情報処理組織による登記に関する特例

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

百十三条の二 法務大臣の指定する登記所(以下「指定登記所」という。)においては、法務省令の定めるところによりその事務の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登記簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができる物を含む。)をもつて調製する。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記事項証明書の交付等)

第二百一十三条の四 何人でも、手数料を納付して、第二百一十三条の二第一項の登記簿に記録されて、第二百一十三条の四 手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定めなければならない。

2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

(支店所在地における登記)

第二百一十三条の六 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社による本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第二項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5 第二項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 前条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

(手数料)

第二百一十三条の七 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請につき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請が却下したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知があつたときは、第二十二条の規定の適用については、登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなす。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中不動産登記法第四章の次に一章を加える改正規定のうち百五十五条ノ三第二項から第四項まで、第二百五十五条ノ五及び第二百五十五条ノ七の規定に係る部分、第二条中

昭和六十三年五月十一日 衆議院会議録第二十二号 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和六十二年五月十一日  
衆議院会議録第一十一号  
不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案及び同報告書

## 商業登記法の目次の改正規定並びに同法第二回

第二十一条の次に次の二条を加える。

讀注第百五十一條ハ「第一項ノ電子情書外組織ニ依リテ取扱フ場合ニ於ケル第十三条

第十四条、第十八条及ビ第十九条ノ規定ノ

用ニ付テハ此等ノ規定中「一用紙」トアル

明カララシムル措置ヲ為ス」ト、「朱抹」ト

ルハ「抹消スル記号ヲ記録」トス

## (宗教法人法の一部改正)

第六条 宗教法人法(昭和二十六年法律第百一  
六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条に次の二項を加える。

2 建物又は土地の登記事務を不動産登記

(明治三十二年法律第二十四号) 第五百十一ノ二第一項の電子情報処理組織によつて取

扱う場合における前項の規定の適用について

は、同項中「登記用紙」とあるのは「登記記録

道略卷之二十一

道路交通事故损害賠償法(昭和二十七年法)

第一回四号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「第四十八条」を「第四十八条ノ一」と改めた。

に改め 同様に次の 一項を加える。

## 第一百五十二条ノ二第一項の電子情報処理組合

によつて取り扱う場合における第十一條の二

定の適用については、同条第一号中「用紙」

(観光施設材団抵当法の一部改正)あるのは「登記記録」とする。

第六章 観光施設財團抵当法

(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第九条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次の二項を加える。

5 この法律による法人の登記事務を前条の規定により準用する非訟事件手続法第二百二十四条の規定により準用する商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第二百十三条の二第二項の電子情報処理組織によつて取り扱う場合における前項の規定の適用については、同項中「登記用紙」とあるのは「登記記録」とする。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十一条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十一條第一項若しくは第十二条第一項」を「第十条、第十一條第一項、第十二条第一項、第一百十三条の二、第一百三条の四第一項若しくは第百十三条の六第五項」に改める。

(登記簿の改製等の経過措置)

第十九条 この法律の規定による不動産登記法、商業登記法その他の法律の改正に伴う登記簿の改製その他の必要な経過措置は、法務省令で定める。

最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度を

設け、その制度の下における登記手続の特例を定めるほか、担保権に関する登記の抹消手続の要件を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における登記事務の処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度の導入等を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法務大臣の指定する登記所においては、登記事務の全部又は一部を電子情報処理組織によって取り扱うことができるものとすること。

2 電子情報処理組織による登記事務においては、登記簿の記録事項の公開は、その全部又は一部を証明した登記事項証明書及びその摘要を記載した書面の交付によるものとし、指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄に属する不動産又は会社等についての登記事項証明書は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においても交付するものとすること。

3 登記事項証明書は、民法等の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本のみなすものとすること。

4 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記を申請

する場合において、当該支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店における登記の申請と同時にする場合に限り、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができるものとする。

#### 5 不動産登記について、担保権に関する登記の抹消手続の要件の緩和、閉鎖登記用紙の保存期間の延長、登記事項に変更がないこと等の証明制度の廃止等の措置を講ずることとし、商業登記について、商業登記簿の閲覧を有料化すること。

##### 二 議案の可決理由

本案は、最近における登記事務処理の状況にかんがみ、電子情報処理組織を用いて登記を行う制度を設け、その下における登記手続の特例を定めるほか、担保権に関する登記の抹消手続の要件を緩和する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付する」とに決した。

右報告する。

昭和六十三年五月十日

法務委員長 戸沢 政方

右  
国会に提出する。

昭和六十三年三月十四日

内閣総理大臣 竹下 登

〔別紙〕

不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案

特定産業構造改善臨時措置法(昭和五十三年法)

律第四十四号)は、廃止する。

附 則  
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年六月三十日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三号)第三十九条第一項第一号の業務

の一部を次のように改正する。

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三号)第八

条第一項(基金の行う設備処理促進業務)の業務

直し等制度・手続の改善、審査事務の充実、専門家の能力の活用等の諸施策を推進するとともに、登記申請の代理の制度の整備について検討すること。

第六条 前項の諸施策の実施に当つては、日本司法書士会連合会・日本土地家屋調査士会連合会等

関係諸団体の意見を十分聴取すること。

第七条 地図整備の諸方策を更に積極的に推進すること。

第八条 特定産業構造改善臨時措置法を廃止する法律案

に限る。」を削る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表産業構造審議会の項を削る。

理由

特定産業構造改善臨時措置法に基づき指定された特定産業の状況等にかんがみ、同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



同利用設備を備えたもの  
 十一 流通機能の高度化を図るために設置される次の施設  
 イ 相当数の貨物流通（貨物の輸送、保管その他の流通のうち運輸省の所掌に係るもの）の事業を行う者が利用するための施設であつて、当該事業に係る各種の業務を高度に処理するための多様な機能を有するもので、かつ、利用する事業者等の業務の円滑な実施を図るために会議場施設、研修施設その他の共同利用施設を備えたもの  
 ロ 相当数の卸売業又は小売業の業務を行う者が利用するための流通業務用の施設であつて、商品の受注及び発注を集中的かつ効率的に行うための機能並びに商品の仕分を自動的に行うための機能を有するもので、かつ、利用する事業者等の業務の円滑な実施を図るために会議場施設その他の共同利用施設を備えたもの  
 十二 大規模な都市鉄道新線に設置される旅客ターミナル施設であつて、旅客の利便の増進及びその沿線の地域住民の生活の向上を図るために多様な機能を有するもの  
 第三条第三項中「第七号及び第八号」を「及び第七号から第十三号まで」に改め、「第八号まで」の下に「及び第十号から第十二号まで」を加える。  
 第四条第三項第五号中「第二条第一項第五号から第八号までに掲げるものに限る」を「第二条第一項第一号から第四号まで及び第九号に掲げるものを除く」に改める。  
 第九条中「及び第八号」を「第八号及び第十号から第十二号まで」に改める。

十一 流通機能の高度化を図るために設置される次の施設  
 イ 相当数の貨物流通（貨物の輸送、保管その他の流通のうち運輸省の所掌に係るもの）の事業を行う者が利用するための施設であつて、当該事業に係る各種の業務を高度に処理するための多様な機能を有するもので、かつ、利用する事業者等の業務の円滑な実施を図るために会議場施設、研修施設その他の共同利用施設を備えたもの  
 ロ 相当数の卸売業又は小売業の業務を行う者が利用するための流通業務用の施設であつて、商品の受注及び発注を集中的かつ効率的に行うための機能並びに商品の仕分を自動的に行うための機能を有するもので、かつ、利用する事業者等の業務の円滑な実施を図るために会議場施設その他の共同利用施設を備えたもの  
 十二 大規模な都市鉄道新線に設置される旅客ターミナル施設であつて、旅客の利便の増進及びその沿線の地域住民の生活の向上を図るために多様な機能を有するもの  
 第三条第三項中「第七号及び第八号」を「及び第七号から第十三号まで」に改め、「第八号まで」の下に「及び第十号から第十二号まで」を加える。  
 第四条第三項第五号中「第二条第一項第五号から第八号までに掲げるものに限る」を「第二条第一項第一号から第四号まで及び第九号に掲げるものを除く」に改める。

第十一条第一項中「建設した」の下に「特定施設に含まれる」を「附属設備」の下に「並びに構築物」を加え、「その設置をすることが緊急に必要な特定施設に含まれるものとして」を削る。  
 第五十九条中「及び第五号」を「並びに第五号イ及びロ」に改める。  
 第五十九条を次のように改める。  
 (主務大臣)  
 第五十九条 第二章及びこの章における主務大臣は、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、第一号、第二号、第三号イ、第四号ロ、第七号及び第八号に掲げる特定施設に係る基本指針に関する事項のうち特定都市開発地区の指定に関するものその他特定都市開発地区における当該特定施設に係る施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区（第一号ロ、第二号ロ、第七号ロ及び第八号に掲げる特定施設にあっては、特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定都市開発地区を除く）において整備される場合における整備計画の認定に関する事項については当該特定施設に係る大臣（この条の本文の規定により定められた大臣をいう。以下同じ。）及び建設大臣とし、第一号ロ、第二号ロ、第五号、第六号、第七号ロ及び第八号に掲げる特定施設に係る基本指針に関する事項のうち特定港湾開発地区の指定に関するものその他特定港湾開発地区における当該特定施設の整備に関するもの及び当該特定施設が特定港湾開発地区（第一号ロ、第二号ロ、第七号ロ及び第八号に掲げる特定施設にあっては、特定施設に係る施設が一体として設置されるもの並びに同号イに掲げる施設及び同号ホに掲げる施設が一体として設置されるもの）に掲げる施設のみが設置されるもの並びに同号イに掲げる施設及び同号ホに掲げる施設が一体として設置されるもの

イ 第二条第一項第二号及び第四号に掲げる施設のみが設置されるもの並びに同号イに掲げる施設のみが設置されるもの及び同号ホに掲げる施設が一体として設置されるもの  
 ロ 第二条第一項第七号ロに掲げる施設のみが設置されるもの及び同号ハに掲げるもの  
 ハ 第二条第一項第六号ニに掲げるもの  
 四 次の特定施設 運輸大臣  
 イ 第二条第一項第五号ロ及びニに掲げるもの  
 ハ 第二条第一項第七号ハ及び第八号に掲げるもの又は第六号を「第二条第一項第五号イ若しくはロ又は第六号イ若しくはロ」に改め、同条第六号又はロに掲げるもの（同項第四号に掲げる特定施設を除く）を「同項第一号から第四号まで、第五号及びロ、第六号イ及びロ並びに第七号イ及びロに掲げるもの（同項第四号に掲げる特定施設を除く）を「同項第一号から第四号まで、第五号及びロ、第六号イ若しくはロ」に改め、同条第六号に改め、同条第六項中「第二条第一項第五号又は第六号」を「第二条第一項第五号イ若しくはロ」に改め、同条第八項中「第二条第一項第七号ハ」を「第二条第一項第七号イ」に改め、「同項第八号」の下に「及び第七号ニ」に改め、「同項第八号」を「第二条第一項第七号ハ」に改め、同条第八項

六 第二条第一項第七号ロに掲げる施設及び同号ニに掲げる施設が一体として設置される特定施設 郵政大臣及び建設大臣  
 七 次の特定施設 農林水産大臣  
 イ 第二条第一項第九号に掲げるもの  
 ハ 第二条第一項第十号に掲げるもの  
 八 第二条第一項第十一号ロに掲げる特定施設 農林水産大臣及び通商産業大臣  
 附則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
 (地方税法の一部改正)  
 第二条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
 附則第三十八条第一項中「第二条第一項第五号又は第六号」を「第二条第一項第五号イ若しくはロ又は第六号イ若しくはロ」に改め、同条第六号に改め、同条第六項中「同項第七号ハ及び第八号に掲げるもの（同項第四号に掲げる特定施設を除く）を「同項第一号から第四号まで、第五号及びロ、第六号イ及びロ並びに第七号イ及びロに掲げるもの（同項第四号に掲げる特定施設を除く）を「同項第一号から第四号まで、第五号及びロ、第六号イ若しくはロ」に改め、同条第六号に改め、同条第六項中「第二条第一項第五号又は第六号」を「第二条第一項第五号イ若しくはロ」に改め、同条第八項中「第二条第一項第七号ハ」を「第二条第一項第七号イ」に改め、「同項第八号」の下に「及び第七号ニ」に改め、「同項第八号」を「第二条第一項第七号ハ」に改め、同条第八項

## (農林水産省設置法の一部改正)

第三条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十三条の次に次の一号を加える。  
八十三の二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法

(昭和六十一年法律第七十七号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理する」と。

第十二条中第九号を第十号とし、第八号を第

九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の施行に

関する事務で農林水産省の所掌に係るもの

のうち同法第二条第一項第九号に規定する

特定施設に関する事。

第三十八条中「第八十四号」を「第八十三号」の「」に改める。

一 議案の目的及び要旨  
本案は、最近における内外の経済的環境の変化に対応して、民間事業者の能力の活用により整備を促進する特定施設の追加等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定施設の追加
  - (1) 現在の特定施設を拡充するものとして新たに、次の七施設を追加する。
- (1) 農林畜水産業技術に関する研究開発及
  - び企業化を効果的に行うために設置される施設(農林水産研究開発・企業化基盤施設)
  - (2) 渔港の利用の高度化を図るために設置

## (1) 各種の無線通信の業務を行うための施

設(多目的電波利用基盤施設)

## (2) 我が国及び外国の相当数の企業の従業員等が相互の交流を図りつつ経済社会の

国際化に即応した研修を行うことができる施設(国際交流研修施設)

## (3) 我が国又は外国の経済、社会、技術等の紹介を適切かつ効果的に行うための施

設(国際市民交流基盤施設)

## (4) 旅客その他の港湾を利用する者の港湾

その他の海事に関する理解の増進を適切かつ効果的に図るための施設(港湾文化交流施設)

## (5) 港湾における業務に関する研究開発を

効果的に行うための施設、港湾における情報処理を効率的に行うための多様な機能を有する施設等から構成される施設(臨海部活性化施設)

## (6) 電気通信業又は放送業の業務が行われる区域の電気通信を行なうための機能を有する施設(特定電気通信基盤施設)

## (7) 情報処理の事業の業務が行われる区域の各種の情報の処理を高度に行なうための機能を有する施設及びその機能を活用して監視又は制御を行う熱供給施設(総合地域管理基盤施設)

## (8) 流通機能の高度化を図るために設置さ

れる施設(総合流通機能高度化施設)

## (9) 大規模な都市鉄道新線に設置される旅

客の利便の増進及び沿線の地域住民の生

活の向上を図るために旅客ターミナル施

設(大規模都市鉄道新線多目的旅客ターミナル施設)

## (10) 地方税法等の一部改正を行う。

## 二 議案の可決理由

本案は、近時の技術革新、情報化及び国際化の進展等の我が国経済社会を取り巻く内外の環境の急速な変化に対応して特定施設の整備を促進するための措置として妥当なものと認め、これ可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十三年五月十一日

衆議院議長 原 健三郎

商工委員長 渡辺 秀央

国会に提出する。

昭和六十三年三月十五日

内閣総理大臣 竹下

登

## 土地区画整理法の一部を改正する法律案

## 土地区画整理法の一部を改正する法律

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は借地権」を「若しくは借地権」に改め、「有する者」の下に「又は宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者」を加え、「又は数人」を「又は數人」に改め、同

項目に次のただし書きを加える。

ただし、宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者にあつては、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社その他土地地区画整理事業を施行するため必要な資力、信用及び技術的能力を有する者で政令で定めるものに限る。

第四条第一項中「一人で施行しようとする者にあつては」の下に「規準及び」を加える。

第五条の見出しを「(規準又は規約)」に改め、同項条中「規約」を「規準又は規約」に、「左の各号」を「次の各号(規準にあつては、第五号から第七号までを除く。)」に改める。

第六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「規約」を「規準若しくは規約」に改め、「がない」を「及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でない」に改め、同条第三項中「名称」を「氏名又は名称」に改め、同条第五項中「又は規約」を「又は規準若しくは規約」に改める。

第十条の見出し中「規約」を「規準又は規約」に改め、同条第一項及び第二項中「規約」を「規準若しくは規約」に改め、同条第三項中「又は規約」に改め、「又は規準若しくは規約」に、「規約又は」を「規準



与えるように定めることができる。ただし、当該申出に係る宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利(地役権を除く。)が存する場合においては、この限りでない。

第九十四条中「本条」を「この条」に、「又は換地について定める」を「若しくは換地について定める」に、「部分の位置」を「部分又は第九十一条第二項の規定により共有となるべきものとして定める」と改める。

第九十五条の次に次の二条を加える。

第九十五条の二 第三条第二項の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、組合の定款で施行地区内の土地が参加組合員に与えられるよう定められているときは、一定の土地を換地として定めないで、その土地を当該参加組合員に対して与えるべき宅地として定めなければならない。

第九十六条第一項中「又は」の下に「規準」を加える。

第九十七条第一項中「但し」を「ただし、規準」に、「定が」を「定めが」に改める。

第九十八条第一項中「第一百四条第九項」を「第一百四条中第九項を第十一項とし、第八項を第九項とし、同項の次に次の二項を加える。」

10 第九十五条の二の規定により換地計画において参加組合員に対して与えるべきものとして定められた宅地は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、当該宅地の所有者となるべきものとして換地計画において定められた参加組合員が取得する。

第一百四条第七項を同条第八項とし、同条第六項の第七項を同条第八項とし、同条第六項の後段を次のように改める。

前項後段の規定は、この場合について準用する。

第百四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 第九十二条第三項の規定により換地計画において土地の共有持分を与えられるよう定められた宅地を有する者は、前条第四項の公告があつた日の翌日において、換地計画において定められたところにより、その土地の共有持分を取得するものとする。この場合において、従前の

宅地について存した先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記若しくは処分の制限の登記に係る権利は、同項の公告があつた日の翌日以後においては、その土地の共有持分の上に存するものとする。

第百四十二条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百四十三条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百四十四条中「左の」を「三万円」を「十万円」に改め、同条第七号中「申立」を「申立て」に、「隠べいした」を「隠べいした」に改める。

第百四十五条及び第百四十六条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「五万円」に改める。

第百四十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

第百四十八条中「五千円」を「五万円」に改める。

第百四十九条中「基づく命令」を「基づく命令、規

準」に改める。

第百三十八条第一項中「賄る」を「わいろ」と、「申込」を「申込み」に、「二十五万円」を「百万円」に改める。

第百三十九条中「立入」を「立入り」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百四十二条中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百四十三条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百四十四条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第七号中「申立」を「申立て」に、「隠べいした」を「隠べいした」に改める。

第百四十五条及び第百四十六条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「五万円」に改める。

第百四十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

第百四十八条中「五千円」を「五万円」に改める。

第百四十九条中「基づく命令」を「基づく命令、規

準」に改める。

第七十三条の二第十一項中「保留地予定地」を「保留地予定地等」に、「保留地予定地である土地について」を「保留地予定地等である土地について」に、「又は」を「若しくは」に、「取得する当該保留地予定地」を「取得する当該保留地予定地等」に改め、「締結されたとき」の下に「又は

同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について改め、「締結されたとき」の下に「又は

取得する当該保留地予定地等である土地について改め、「締結されたとき」の下に「又は



第一条中「工業」を「工業等」に改める。

第二条に次の二項を加える。

2 この法律において「工業等」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

第三条の見出しを「農村地域工業等導入基本方針」に改め、同条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第四条の見出しを「農村地域工業等導入基本計画」に改め、同条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項第四号中「工業」を「工業等」に、「工場用地」(工場の附帯施設の用に供する土地を含む)を「工場用地等(工場用地その他の工業等の用に供する土地をいう)に改め、同項第五号中「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設(トラックターミナル、倉庫又は荷さばき場であつて、相當数の企業等に利用させるためのものをいう。以下同じ。)」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「工業」を「工業等」に改める。

第五条の見出しを「農村地域工業等導入実施計画」に改め、同条第一項中「工業」を「工業等」に、「すでに」を「既に」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げる、同条第五項中「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、同項を第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第一項中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等」に改め、同項第六号中「工業」を「工業等」に改め、同項第七号中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等」に改め、同項第六号中「工場用地」を

「工場用地等、共同流通業務施設」に改め、同項第二号から第九号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をい

う。

第三条の見出しを「農村地域工業等導入基本方針」に改め、同条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改め、同条第一項及び第二項第一号から第三号までの規定中「工業」を「工業等」に改め、「設備」の下に「のうち自治省令で定めるもの」を加え、「工場用の」を削り、「政令で定める場合」を「自治省令で定める場合」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

都道府県は、前項に規定する場合のほか、一の市町村の区域を超える広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進することが相当と認められる場合として政令で定める要件に該当する場合には、次に掲げる要件に該当する農村地域内の一定の地区を定め、実施計画を定めることができる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。

一 その地区に工業等を導入することにより一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業従事者が当該工業等に相当数就業することが見込まれること。

二 その地区に工業等を導入することにより一の市町村の区域を超える広域の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められる」と。

第五条の見出しを「農村地域工業等導入実施計画」に改め、同条第一項中「工業」を「工業等」に、「すでに」を「既に」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げる、同条第五項中「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、同項を第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第一項中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等」に改め、同項第六号中「工業」を「工業等」に改め、同項第七号中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等」に改め、同項第六号中「工場用地」を

内に、「製造の事業」を「工業等」に改め、「工場用の」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条中「工業導入地区のうち政令」を「工業導入地区のうち自治省令」に、「製造の事業」を「工業等」に改め、「設備」の下に「のうち自治省令で定めるもの」を加え、「工場用の」を削り、「政令で定める場合」を「自治省令で定める場合」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

都道府県は、前項に規定する場合のほか、一の市町村の区域を超える広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進することが相当と認められる場合として政令で定める要件に該当する場合には、次に掲げる要件に該当する農村地域内の一定の地区を定め、実施計画を定めることができる。ただし、既に他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。

第一十二条中「行なう工場用地」を「行う工場用地等」に改める。

第十三条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第十四条中「工業」を「工業等」に、「工場用地」を「工場用地等、共同流通業務施設」に改める。

第十五条、第十七条並びに第十八条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第十九条中「工業」を「労働大臣及び運輸大臣」に改める。

第十五条、第十七条並びに第十八条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第十九条中「工業」を「労働大臣及び運輸大臣」に改める。

第十五条、第十七条並びに第十八条第一項及び第二項中「工業」を「工業等」に改める。

第十九条中「工業」を「労働大臣及び運輸大臣」に改める。

第一條 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の農村地域工業導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三条第一項の基本方針、同法第四条第一項の基本計画及び同法第五条第一項の実施計画は、それぞれこの法律による改正後の農村地域工業導入促進法の規定による改正後の農村地域工業等導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三条第一項の基本方針、同法第四条第一項の基本計画及び同法第五条第一項の実施計画は、それぞれこの法律による改正後の農村地域工業等導入促進法の規定により定められ、又は変更された同法第三条第一項の基本方針、同法第四条第一項の基本計画及び同法第五条第一項の実施計画は、それぞれこの法律による改正後の農村地域工業等導入促進法の規定により定められ、又は増設された前条の規定によ

り、(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のようにより改正する。

第五百八十六条第二項第一号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、同項中第一号の五を第一号の六とし、第一号の四を第一号の五とし、第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加え

一の三 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第二百十一号)第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区的うち政令で定める地区において、同法第二条第二項に規定する工業等のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他の政令で定める建物の敷地の用に供する土地(これと一体的に使用される土地)で政令で定めるものを含む。)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)第五百八十六条第二項第一号の三の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対しても課する特別土地保有税について適用し、施行日

内に、「工場用地」を「工場用地等」に改める。

第八条中「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「製造の事業」を「工業等」に改める。

第一項の基本方針、同法第四条第一項の基本計

画及び同法第五条第一項の実施計画とみなす。

る改正前の地方税法第五百八十六条第二項第一号に規定する設備を同号チの地区において製造用に供する土地に対して課する特別土地保有税について、なお従前の例による。

促進法第二条第一項に、「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に改める。

税特別措置法」という。)第十二条第一項又は第五十一条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

「農村地域工業等導入促進法」に改める。  
第八条第一項中「農村地域工業導入促進法第五  
五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五  
条第三項」に、「工業導入地区」を「工業等導入地  
区」に改める。

## 第五条 租税特別措置法（昭和二年三月三十日法律第百四十二号）

いて適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

を「工業等導入地区」に改め、「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を、「工場用の建物」の下に「その他政令で定める建物」を加える。

四条の三第一項に規定する土地等の譲渡につい

理由

十六号)の一部を次のように改正する。

「業導入促進法」を「農村地域工業等導入促進法」に、「第五条第一項」を「第五条第三項」に改め、「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区」を「工業等導入地区」に改め、「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を、「工場用の建物」の下に「その他政令で定める建物」を加える。

(促進法第五条第三項)に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に改める。  
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第十二条第一項又は第四十五条第一項の

税又は法人税について適用し、個人又は法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条第一項の規定によれば第六十五条の七第一項

卷之三

促進するための措置を講ずるとともに、広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進するための制度を整備する等の必要がある。これが、この

第三十四条の三第二項第三号中「農村地域工業等導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等

第三十四条の三第二項第三号中「農村地域工業導入促進法第五条第二項」を「農村地域工業等導入促進法第五条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「工業導入地区内」を「工業等導入地区内」に、「工場用地」を「農村地域工場等導入促進法第四条第二項第四号」に規定する工場用地等に改める。

規定は、個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に規定する工業用機械等について適用し、個人又は法人が

第七条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正す

# 法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の目的及び要旨

## 第八条 工業再配置促進法（昭和四十七年法律第

ことができる場合を拡大し、工業等の導入が進んでいない複数の市町村の区域において広域的見地からその導入を促進するための計画策定ができるものとすること。

第五条第一項中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域工業等導入基本方針」に改める。

この指揮は、公事の用意の施行するものだ。

昭和六十三年五月十二日 衆議院会議録第二十一号

農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案及び同報告書「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政」

八二八

## 二 議案の可決理由

本案は、最近における農業をめぐる情勢その他社会経済情勢の推移にかんがみ、農村地域における安定的な就業機会の確保を図る措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年五月十一日

農林水産委員長 菊池福治郎  
衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙]

一 農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
政府は、農業構造の改善と農村地域の活性化を図るために、本法の施行に当たつては左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

二 今回新設される広域的見地からの計画制度の運用に当たつては、導入地区の選定、各市町村の役割分担等について十分な事前調整を行い、関係都道府県・市町村が一体となつて取り組む

ことができる体制が確立されるよう指導すること。

三 最近の円高等を背景とする工業の海外立地の増加及び新興工業国との輸出競争の激化傾向に對処する等のため、農村地域への円滑な工業等の導入に必要な用地の確保、道路、通信・運輸施設等の整備と併せ、研究、情報、人材育成機能等のソフト面での産業基盤の整備も促進すること。

四 工業等の導入が十分には行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に対し重点的に工業等を誘導するとともに、付加価値の向上にも配慮した地場産業等の育成を図る施策の強化拡充に努めること。

五 農村地域への工業等の導入と相まって、農業構造等の改善を図るために、農業生産基盤・農村環境の整備、農地保有の合理化等を一体的に推進すること。

六 農村地域に導入される工業等に地元住民が円滑に就業できるよう、雇用情報の収集・提供、職業紹介の充実、職業訓練等の実施に必要な施策の強化拡充を図ること。

右決議する。

右 記  
本國政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和六十三年三月十一日

内閣総理大臣 竹下 登

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

両国政府の原子力計画の長期性の要請を勘案し

た予見可能性及び信頼性のある基礎の上に原子力の平和的利用のための取極を締結することを希望し、

両国政府が核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の締約国政府であることに留意し、

両国政府が世界における平和的利用のための原子力の平和的利用における協力を促進するため、昭和六十二年十一月四日に東京で、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の原子力の平和的利用における協力を促進するため、昭和六十二年十一月四日に東京で、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

理由

子力の研究、開発及び利用が不拡散条約の目的を最大限に促進する態様で行われることを確保することを誓約していることを再確認し、

両国政府が国際原子力機関（以下「機関」という。）の目的を支持していること及び両国政府が不拡散条約への参加が普遍的に行われるようになることを促進することを希望していることを確認して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「両当事国政府」とは、日本国政府及びアメリカ合衆国政府をいう。「当事国政府」とは、

両当事国政府のいずれか一方をいい、両当事国政府を含まない。

(b) 「者」とは、いずれか一方の当事国政府の領域的管轄の下にある個人又は団体をいい、両当事国政府を含まない。

(c) 「原子炉」とは、ウラン、プルトニウム若しくはトリウム又はその組合せを使用することにより自己維持される装置（核兵器その他の核爆発装置を除く。）をいう。

両国政府の関係国家計画を十分に尊重しつつこの分野における協力を継続させ、かつ、拡大させ用の重要性を確認し、

ルトニウム又はウラン一二三の生産のために



用を受けないこととなるものとする。

(a) 当該品目がこの協定の関係規定に従い受領合

合國政府の領域的管轄の外に移転された場合

(b) 核物質について、(i)機関が、2に規定する

の協定中保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となつたことを決定した場合。ただし、いずれか一方の当事国

政府が機関の決定に関して異論を唱えるときは、当該異論について解決がされるまで、当該核物質は、この協定の適用を受ける。(ii)機

関の決定がないときにおいても、当該核物質がこの協定の適用を受けないこととなること

は、当該国政府が合意する場合

第三条

燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン一二三三(照射を受けた三三を除く)並びに高濃縮ウランであつて、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、兩当事国政府が合意する施設においてのみ貯蔵される。

プルトニウム及びウラン一二三三(照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン一二三三を除く)並びに高濃縮ウランであつて、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて使用され若しくはその使用を通じて生産されたものは、兩当事国政府が合意する場合

以上になるよう濃縮することができる。

第四条

この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び構成部分並びにこれらの資材、核物質又は

協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは

は設備の使用を通じて生産された特殊核分裂性物

質は、受領当事国政府によつて認められた者に対し、のみ移転することができる。ただし、両当事

国政府が合意する場合には、受領当事国政府の領域的管轄の外に移転することができる。

第五条

1 この協定に基づいて移転された資材、核物質及びこれは設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、両当事国政

府が合意する場合には、両処理することができる。

2 プルトニウム、ウラン一二三三、高濃縮ウラン及び照射を受けた核物質であつて、この協定に基づいて移転され又はこの協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは構成部分において使用され又はその使用を通じて生産された核物質は、いかなる核爆発装置のためにも、いかなる核爆発装置の研究又は開発のためにも、また、いかな

され若しくはその使用を通じて生産されたものは、照射により形状又は内容を変更することができるものとし、また、両当事国政府が合意する場合には、照射以外の方法で形状又は内容を変更することができる。

第六条

この協定に基づいて移転され又はこの協定に基

づいて移転された設備において使用されたウランは、同位元素ウラン一二三五の濃縮度が二十ペーセント未満である範囲で濃縮することができるもの

とし、また、両当事国政府が合意する場合には、同位元素ウラン一二三五の濃縮度が二十ペーセント

以上になるよう濃縮することができる。

第七条

この協定に基づいて移転された核物質及びこの

協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは

設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質に関し、適切な防護の措

置が、最小限この協定の附属書Bに定めるところと同様の水準において、維持される。

第八条

1 この協定の下での協力は、平和的目的に限つて行う。

2 この協定に基づいて移転された資材、核物

質、設備及び構成部分並びにこれらの資材、核

物質、設備若しくは構成部分において使用され又はその使用を通じて生産された核物質は、いかなる核爆発装置のためにも、また、いかな

され若しくはその使用を通じて生産されたものは、照射により形状又は内容を変更することができるものとし、また、両当事国政府が合意する場合には、照射以外の方法で形状又は内容を変更することができる。

第九条

1 第八条2の規定の遵守を確保するため、

(a) この協定に基づいて日本国政府の領域的管

轄に移転された核物質及びこの協定に基づいて日本国政府の領域的管轄に移転された資

材、核物質、設備若しくは構成部分において使

用され又はその使用を通じて生産された核

物質は、第二条2(i)に規定する日本国政府と機関との間の協定の適用を受ける。

(b) この協定に基づいてアメリカ合衆国政府の領域的管轄に移転された核物質及びこの協定

に基づいてアメリカ合衆国政府の領域的管轄に移転された資材、核物質、設備若しくは構

成部分において使用され又はその使用を通じて生産された核物質は、(i)第二条2(b)に規定するアメリカ合衆国と機関との間の協定並びに(ii)当該核物質の実施可能な範囲内での代替

の補助的措置の適用を受ける。

2 いずれか一方の当事国政府が、機関が何らかの理由により1の規定によつて必要とされる保

障措置を適用していないこと又は適用しないで

あらうこととを知つた場合には、両当事国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に合致する取極で、1の規定によつて必要とされる保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第十一条

1 いずれか一方の当事国政府と他の国又は国の集団との間の合意が、当該他の国又は国の集団に対する権利の一部又は全部と同等の権利を付与する場合には、両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、当該他の国又は

又は構成部分につき第三条から第六条まで又は第十二条に定める権利の一部又は全部と同等の権利を付与する場合には、両当事国政府は、いずれか一方の当事国政府の要請に基づき、当該他の国又は国の集団により該当する権利が実現されることとなることを合意することができる。

第十二条

第三条、第四条又は第五条の規定の適用を受け

る活動を容易にするため、両当事国政府は、これらの条に定める合意の要件を、長期性、予見可能の性及び信頼性のある基礎の上に、かつ、それぞれの国における原子力の平和的利用を一層容易にする態様で満たす別個の取極を、核拡散の防止の目的及びそれぞれの国家安全保障の利益に合致するよう締結し、かつ、誠実に履行する。

第十三条

1 いずれか一方の当事国政府が、この協定の効

力発生後のいづれかの時点において、

(a) 第三条から第九条まで若しくは第十二条の規定若しくは第十四条に規定する仲裁裁判所の決定に従わない場合又は

(b) 機関との保障措置協定を終了させ若しくはこれに対する重大な違反をする場合には、

他の当事国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、この協定を終了させて、この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは構成部分又はこれらの資材、核物質、

設備若しくは構成部分の使用を通じて生産された特殊核分裂性物質のいづれの返還をも要求する権利を有する。

2 アメリカ合衆国がこの協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは構成部分又はこれらの資材、核物質、設備若しくは構成部分において使用され若しくはその使用を通じて生産された核物質を使用して核爆発装置を爆発させる場合には、日本国政府は、1に定める権利と同じ権利を有する。

3 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、

アメリカ合衆国政府は、1に定める権利と同じ権利を有する。

4 両当事国政府は、いづれか一方の当事国政府がこの協定の下での協力を停止し、この協定を終了させ及び返還を要求する行動をとる前に、必要な場合には他の適当な取扱を行うことの必要性を考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議し、かつ、当該行動の経済的影響を慎重に検討する。

5 いづれか一方の当事国政府がこの条の規定に基づき資材、核物質、設備又は構成部分の返還

を要求する権利を行使する場合には、当該当事

国政府は、その公正な市場価額について、他方

の当事国政府又は関係する者に補償を行う。

### 第十三条

1 旧協定は、この協定が効力を生ずる日に終了する。

2 旧協定の下で開始された協力は、この協定の下で継続する。旧協定の適用を受けた核物質及び設備に関して、この協定の規定を適用する。第十二条に定める別個の取扱による合意がこれらの核物質又は設備について停止された場合には、当該核物質又は設備は、その停止期間中、旧協定によって規律されていた限度においてのみこの協定の規定の適用を受ける。

### 第十四条

1 両当事国政府は、この協定の下での協力を促進するため、いづれか一方の当事国政府の要請に基づき、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができる。

2 この協定の解釈又は適用に関し問題が生じた場合には、両当事国政府は、いづれか一方の当事国政府の要請に基づき、相互に協議する。

3 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続により解決されない場合には、両当事国政府は、この3の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に当該紛争を付託することを合意することができる。各当事国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し（自国民を指名することができる）。（指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三國の国民である第三

われてから三十日以内にいづれか一方の当事国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、

いづれか一方の当事国政府は、仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいづれの国民であつてもならない。仲裁裁判判は、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定には、二人の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両当事国政府を拘束する。

4 両当事国政府は、いづれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。

3 いかなる理由によるこの協定又はその下での協力の停止又は終了の後においても、第一条、第二条、第三条から第九条まで、第十二条、第十三条及び第十四条の規定は、適用可能な限り引き続き効力を有する。

4 両当事国政府は、いづれか一方の当事国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかしないかについて、相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの協定に署名した。

千九百八十七年十一月四日に東京で、ひとしく

正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために  
倉成 正

アメリカ合衆国政府のために  
マイケル・J・マンスフィールド

A部  
附属書A

1 原子炉圧力容器 原子炉の炉心を収納するため特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品

2 原子炉燃料交換機 原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され

## 官報(号外)

- 又は製作された操作用の設備であつて、原子炉の運転時に操作の可能なものの(完成品に限る。)
- 3 原子炉制御棒 原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された制御棒集合体であつて制御棒駆動機構付きのもの(完成品に限る。)
- 4 原子炉一次冷却材ポンプ 原子炉用の一次冷却材を循環するために特に設計され又は製作されたポンプであつて原動機付きのもの(完成品に限る。)
- B 部
- 1 重水素及び重水 原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が一対五、○○○を超える重水素化合物
- 2 原子炉級黒鉛 硼素当量百万分の五の純度を超える純度を有し、一立方センチメートル当たり一・五〇グラムを超える密度を有する黒鉛

第三群  
附属書B 防護の水準  
第三群  
使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されていいる区域内において行うこと。  
輸送に当たつては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したもの)を含む。)の下に行うこと。

第一群  
この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないよう、高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

第二群  
この群に属する核物質は、許可なしに使用されることは、高度に防護された区域内、すなわち、第一群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者にて行うこと。(このこととの関連においてとられ出しが限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制による警備員の監視の下にある区域内において行うこと。(このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質が持ち出される」ととを発見し及び防止することを目的とする。)

第三群  
輸送に当たつては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したもの)の下に行うこと。

第二群  
使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されていいる条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分

核物質	形態	第一群	第二群	第三群
1 プルトニウム(注a)	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラム未満	一五〇〇グラム未満
2 三五ウラン二	未照射(注b)	以上	五キログラム未満	以下
3 三三ウラン二	未照射(注b)	五キログラム未満	一五グラム未満	え一キログラム未満
4 照射済燃料	未照射(注b)	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満	超え一〇キログラム未満
	以上	一〇キログラム以上	一キログラム未満	超え一キログラム未満
	二キログラム以上	二キログラム未満	二キログラム未満	二キログラム未満
	五〇〇グラム未満	五〇〇グラム未満	五〇〇グラム未満	五〇〇グラム未満
	一五グラム未満	一五グラム未満	一五グラム未満	一五グラム未満
	以下	以下	以下	以下

- 注a すべてのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)
- 注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラド以下のもの。
- 注c 第三群に掲げる量未満のもの及び天然ウランは、管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。
- 注d 第二群についての防護の水準が望ましいが、いずれの当事国政府も、具体的な情況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。
- 注e 他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラドを超える間は、防護の水準を一群下げることができる。

## 原子力の平和的利用に関する協力のための

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の  
協定の締結について承認を求める件に關する報告書

## 本件の目的及び要旨

我が国は、米国政府との間で現行の日米原子力協定を改定するため、昭和五十七年から数次にわたって交渉を行つてきた。その結果、合意に達したので、昭和六十二年十一月四日東京において、本協定に署名を行つた。

## 本協定の主な内容は次のとおりである。

- 1 両国政府は、原子力の平和的利用のため、専門家及び情報の交換、核物質等の供給並びに役務の提供等について協力すること。この協力は、この協定の規定並びにそれぞれの国において効力を有する関係条約、法令等に従うものとすること。
- 2 この協定に基づいて受領された核物質等を貯蔵、管轄外移転、再処理、形状・内容の変更及び濃縮（二十パーセント以上）する際には、両国政府の事前の合意を要すること。
- 3 この協定に基づいて受領された核物質等は、この協定の附属書B（防護の水準）に定める水準において、適切な防護の措置がとられるること。
- 4 この協定に基づく協力は、平和的目的に限つて行われ、この協定に基づいて受領された核物質等は、いかなる核爆発装置、その研究、開発及び軍事的目的のためにも使用してはならないこと。このため、この協定に基づいて受領された核物質等に關し、各々の国際原子力機関との保険措置協定に基づく保障措

置等が適用されること。

- 5 両国政府は、貯蔵、管轄外移転、再処理、形状・内容の変更の活動に關し、その活動を長期、安定的な基礎の上に行うため、個別の取極（包括同意取極）を締結すること。

- 6 いずれか一方の政府に一定の規定に対する違反があるときは、他方の政府は以後の協力の停止、この協定の終了又はこの協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有すること。

## 7 現行日米原子力協定（以下「旧協定」といふ。）は、この協定が効力を生ずる日に終了し、旧協定の下で開始された協力はこの協定の下で継続され、旧協定の適用を受けていた核物質等は、この協定の適用を受けること。

なお、本協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続が両締約国において完了したことを確認する外交上の公文が交換された日の後三十日日の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

## 二 本件の議決理由

- 1 本協定を締結することは、我が国にとり必要不可欠な長期的に安定した米国との原子力協力を確保し、今後の我が国の原子力の平和的利用の一層の促進及び核拡散防止への我が国の貢献に資するものと考えられるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
- 2 右報告する。

昭和六十三年五月十一日

衆議院議長 原 健三郎殿  
外務委員長 細山英太郎

昭和六十三年五月十二日

衆議院会議録第二十一号

八三四

明治二十二年三月三十日  
第三種郵便物簡可

## 発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号

大藏省印

電報課

電話課

電気通信課

逓信局

電気通信課

逓信局

電気通信課

逓信局

電気通信課

逓信局

電気通信課

逓信局